

## 平成29年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

- 1 日時 平成30年2月16日(金) 午後3時50分～午後5時00分  
場所 三の丸小学校 2階 ふれあいホール

### 2 出席者

学識経験者	嶋 崎 政 男
医師	横 田 俊一郎
弁護士	田 代 幸
臨床心理士	小 倉 直 子

### 3 教育委員会職員

教育長	栢 沼 行 雄
教育部長	内 田 里 美
教育部副部長	友 部 誠 人
教育総務課長	飯 田 義 一
教育指導課長	菴 原 晃
教育指導課指導・相談担当課長	高 田 秀 樹
教育指導課指導主事	瀬 戸 由 里 子
教育指導課指導主事	松 澤 俊 介

#### (校長会)

小学校長会代表	長 澤 貴
中学校長会代表	西 村 泰 和

#### (事務局)

教育総務課総務係長	高 瀬 聖
教育総務課主査	室 伏 政 志
教育総務課主事補	小 磯 槇 也

### 4 議題等の概要

- (1) いじめ予防のための取組について
- (2) 小田原市のいじめの認知件数等について
- (3) 小田原市いじめ防止基本方針の改定について
- (4) その他

教育部副部長…お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成29年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。本日の司会を務めさせていただきます教育部副部長の友部でございます。どうぞ、よろしくお願いたします。なお、本日は芦田委員から御欠席の連絡をいただいています。今回は、昨年8月から新たに本調査会委員に御就任いただいてから、最初の会議でございますことから、まずはじめに教育長より皆様へ委嘱状を交付いたしますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら、自席にてご起立ください。

(小倉委員→嶋崎委員→田代委員→横田委員の順に委嘱状が交付される)

教育部副部長…ありがとうございました。続きまして、教育長から、ひとこと、御挨拶をさせていただきます。

栢沼教育長…本日は、小田原市いじめ防止対策調査会に御出席いただきありがとうございます。先ほど、委嘱状を交付させていただきました。今回は、昨年の8月に再任あるいは就任いただいてから、最初の調査会となります。特に横田先生におかれましては、初めての会議でございます。皆様にはご多忙の中、本調査会の委員をお引き受けいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、今回は、これまでの調査会とは少し趣向が変わり、三の丸小学校を会場に行っております。以前から田代委員にお話を伺っておりました、神奈川県弁護士会による「いじめ予防授業」を、小田原市では初めて三の丸小学校6先生を対象に行ったわけですが、せっかくのこの機会に、本調査会の委員の皆様にも時間の許す範囲で御見学いただきたいの思いと、この「いじめ予防授業」のエッセンスを学校現場が活用していくために、どのような取組ができるか御意見を伺えればとの思いもあり、このような形で会議の場を設定しました。

また、本日は、小倉委員からいじめについて考える絵本のリストを御提供いただいております。どうもありがとうございます。

いずれにいたしましても、限られた時間ではありますが、本日は、それぞれの御経験や見地から、御意見やアドバイスをお聞かせいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

教育部副部長…それでは、会議に入ります前に、本日お配りしている資料の御確認をさせていただきます。1枚目に「次第」、2枚目に「小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿」、3枚目に本日の「席次表」がございます。次に資料1いじめについて考える絵本について、資料2「小田原市のいじめ認知件数等について」、

資料3-1「小田原市いじめ防止基本方針の改定について」、資料3-2「小田原市いじめ防止基本方針の改定素案に対する市民意見の募集結果について」、資料3-3「学校関係者意見」、そして資料番号はございませんが「小田原市いじめ防止基本方針（素案）」となっております。また、本日追加資料として、A4版1枚で「連絡会意見」という資料を卓上に置いています。不足がございましたら、職員にお申し出下さい。

次に、調査会規則第4条において、「調査会の会長を委員の互選により定める」こととなっております。また、「会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」こととなっております。まず、会長の選出方法について、御意見・御提案等はございますか。

(意見等なし)

田代委員…事務局案はありますか。

教育総務課長…事務局としましては、会長には、嶋崎政男委員に、お願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもって御承認いただきますようお願いいたします。

(全員拍手)

教育部副部長…ありがとうございます。また、会長の職務代理者ですが、会長が指名することとなっておりますが、嶋崎会長から、御指名していただけますでしょうか。

嶋崎会長…本日は御欠席をされていますが、引き続き芦田委員にお願いできればと思います。

教育部副部長…それでは、会長には、嶋崎委員に、会長の職務代理者には、芦田委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

調査会規則第5条の規定により、議長を嶋崎会長にお願いしたいと思います。嶋崎会長、よろしく願いいたします。

嶋崎会長…それでは、次第に従い、議事を進めさせていただきたいと思います。

議題(1)「いじめ予防のための取組について」ですが、先ほど、田代委員には神奈川県弁護士会で考案されたいじめ予防授業を、こちらの三の丸小学校6年生に実施していただいたところでした。この場でまとめをさせていただければと思います。まずはじめに、田代先生から、改めてこの予防授業のねら

いなどについて、お話をいただけますでしょうか。

田代委員…本日は、貴重な機会を頂きましてありがとうございました。いじめ予防授業を本格的に実施してきたのは、2年程前からだと思いますが、年間で冬の時期に何件か担当させていただいております。私は年間2、3件実施しております。今年は横浜で2件、そして小田原で3件目になります。

神奈川県弁護士会で作成したいじめ予防のポイントとしては、ワークシートを通して、まず感じ方の違いというのを受け取ってもらいたいということが一つあります。また、いじめ予防として、ただ傍観者でいたり、加害者をサポートする方にならないで欲しいことを、実際にあった事案を基に、怖さを伝えながら分かってもらえればと思います。

考えるきっかけはお話ししましたが、定着させるのは、どうしても学校側の努力になると思いますので、継続的に考えていただければと思います。私たち弁護士としても、いじめに対しての答えが不十分なところがあります。今回の授業のケースも含めて考えていただきたいと思いますが、よくあるケースとして「やったらやり返すことは正解ですか」という話がある場合、正面から答えてはいない現状があり、私どもとしては再度考える必要があると考えております。是非、御意見や御要望等がありましたら、弁護士会の委員会で検討したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

嶋崎会長…ありがとうございます。せっかくの機会ですから、各委員からも御感想などいただければと思います。横田委員お願いします。

横田委員…私はいじめの授業は初めて聞かさせていただきました。児童たちも良く聞いていて、伝えたいことも伝わったと思います。「人権」を守るということがメインの授業だったと思いますが、相手の思いや考えが伝えられたのは良かったと思います。ただ、いじめの問題は非常に複雑で、一つ片がつけばそれで終わる話ではなく、また、小児科に不調で来るお子さんの原因で、心の問題が非常に多く、一部はいじめが関係しています。いじめられる人は、弱いところがある人で、もちろん普通の人もいじめられてしまうことはありますが、私のところでは、発達障害の方がいじめられてしまうことがとても多いです。それがきっかけで不登校になってしまうこともあります。いろいろな人がいてこの社会が成り立っていることを教えることは、いじめ問題に繋がることだと思いますので、授業の中で発達障害のことを取り入れていけば面白いと思いました。今回のショッキングな事例を挙げることは、分かりやすいことですが、一回だけではなく、何回か児童たちに聞いてもらって、自分たちで考えられれば良いと思います。また、学校のカリキュラムの中で行うことは、大変である

ことは理解していますが、継続して出来ればと思いました。

嶋崎会長…ありがとうございました。では、小倉委員お願いします。

小倉委員…5時限から拝見いたしました。各時限、カラーの違う子供たちだと思いましたが、それぞれの子供たちの心に響いている感じがして、良い機会だと思えました。今回の授業では「どうしたら良いのか」というところを理由も含めて伝えていただいたので良かったと思います。横田先生が仰るように、本当は連続して「人権」や「社会の多様性」、身の周りにいる友達との付き合い方まで踏み込んで学んでいくことや、「小田原モデル」が出来れば良いと思いつながら観ていました。ありがとうございました。

嶋崎会長…ありがとうございます。事務局の方にお伺いいたしますが、今日は傍聴の方がいらっしゃらないということでしょうか。

教育総務課長…はい、いらっしゃいません。

嶋崎会長…それでは、私から一言申し上げさせていただきます。最後のまとめのところで、「何かあったら大人に話してください」とお話がありました。今回いただいた資料の中に、最近の子供はSOSの発信力が減退しているのではないかと、という意見がありましたが、正にその通りで、いわゆる「援助要請能力」と呼ばれていますが、援助を要請する力をこれから育てなければいけないので、田代先生からこの辺りをしっかりと伝えていただいたので、非常に良かったと思えました。田代先生、本当にありがとうございました。

それでは、議題にはございませんが、素晴らしい資料をいただいていますので、小倉委員より御紹介をお願いします。

小倉委員…ありがとうございます。議題(1)「いじめ予防のための取組について」に係ることだと思えます。いじめに係る絵本ということでリストアップしていくと、いろいろな付随する問題が出てきて収集がつかなくなるので、キーワードとして、「いじめ」「友達」「不登校」「障害」「教師」などを入れさせていただきました。

この中で数冊本を持って来ております。例えば、「うさこちゃんとたれみみくん」では、嫌な思いを周りの人が声を上げて代弁している内容や、同じように「ちっちゃなサリーはみていたよ」では、クラスで起こっている出来事に対して自分が声を上げて、少しずつ周りの雰囲気が変わっていく内容の絵本です。あとは、「いきのびる魔法」では、どうにかして高校までは生き延びて欲

しい、そこから先は自由になるという、強いメッセージ性のある内容です。スウェーデンから、「あなたへ」という15冊でシリーズ化されている本があります。スウェーデンで道徳に相当する時間の教科書として使われているシリーズですが、この中で「わたしのせいじゃない」という本があります。これは、責任についての内容が描かれています。いずれも、それらを基に考えていけるような本をリストアップしています。

障がいについてもありまして、「てん」という本では、自分を表現することについての内容が描かれています。持って来ておりませんが、「わたしのいもうと」という本は、いじめについての代表的な本です。最近は、LGBTについての本や家族の多様性についてなど、いろいろな本が出てきております。今後も、御意見等いただきながらリストを作成していきたいと思いますが、このリストをどのように使われますでしょうか。

嶋崎会長…ありがとうございます。小倉委員より御質問がございましたが、私としては出来れば各学校に配っていただけるとありがたいです。私が杉並区で当時校長だった時に、生徒会の役員が、いじめの読書感想文コンクールの実施を決めまして、早速図書館に行ってみると、いじめに係る本は2冊しかありませんでした。ですから、学校ではとても役に立つと思われまます。事務局でお考えいただければと思います。是非御検討ください。

他の委員の方たちは御意見等ございますでしょうか。議題(1)いじめ予防のための取組についてを絡めましてお願いします。

教育総務課長…事務局では、小倉先生の御発言いただきました議事録の該当部分と、リストを併せまして各学校にお配りいたします。

小倉委員…もう少しリストに、小学校低学年までや高学年向けを加えられればと思っております。今回は絵本を中心にまとめましたが、最近アニメや漫画も出てきていますので、再度調べあげてリストに入れていきたいと思っております。教職員向けのリストというのは、事務局ではお持ちですか。

嶋崎会長…教職員向けというのは、私自身200冊以上持っていますから相当数ありますよ。

小倉委員…例えば「大津いじめ自殺事件」のルポや、八尾市がモデル事業をしている本、コスモスの会にも御出席いただいた滝充先生の授業案の本などございますので、事務局と一緒にリストを作成していければと思います。

横 田 委 員…このリストの中で、長谷川義史さんの講演を日本小児科医会の総会で聴きました。とても面白い講演で、いじめに係る本も書いていますから、小田原でも講演を行えば良いのではないかと思います。

小 倉 委 員…今回お持ちしてはいないのですが、「しらんぷり」という本もいじめに係る内容でして、いじめをする側にも原因があることや、弱者の連鎖、立ち直っていく姿も描かれています。

嶋 崎 会 長…キーワードが書かれているのでとても分かりやすいです。先ほどありましたように、小学生低学年向けなどがあると更に良いと思います。よろしく願います。  
他に何かございますか。

田 代 委 員…本関係で言いますと、東京弁護士会より「小学生のための弁護士によるいじめ予防授業」という本が出ております。これもいろいろな例が載っておりますので、学校でも授業を作り方の一つの例として、見ていただくのも良いのかなと思いました。

嶋 崎 会 長…ありがとうございました。それでは、議題報告事項等々ございますので、ここで議題(1)を終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

(質疑・意見等なし)

嶋 崎 会 長…はい、ありがとうございます。それでは、議題(2)「小田原市のいじめの認知件数等について」の御報告を、資料2を用いまして事務局よりお願いいたします。

指 導 主 事…それでは、「小田原市のいじめの認知件数等について」御説明申し上げます。

資料2の「小田原市のいじめの認知件数等について」を御覧ください。①は平成22年度から平成27年度末までの本市におけるいじめの認知件数を、小学校と中学校に分けてお示ししました。この数字は、文部科学省が毎年実施している「児童生徒の問題行動調査」のために、教育指導課が確認した数字です。今年度は、現在国や県より平成28年度の確定値が示されておらず、前回の調査会でお示した資料と同様になっております。また、速報値として口頭でお伝えしていた数値にも変更はなく、平成28年度の本市の認知件数は、小学校45件、中学校63件合計108件となっております。

また、②はいじめの対応別の件数をお示ししました。小学校、中学校ともに

「冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」といった言葉によるいじめの割合が高く、全国と同様の結果です。平成28年度につきましては、言葉によるいじめの割合が高く、全国と同様の傾向です。小学校では「軽くぶつかられる・遊ぶふりをして叩かれる・蹴られたりする」が14件、中学校では「冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」が42件となっております、他の項目につきましては横ばい、または減少しております。

前回の調査会の中で話題となりました認知件数ですが、平成27年8月文部科学省が、いじめの認知件数が多い学校につきまして、「いじめの初期段階も含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」というように極めて肯定的に評価し、各学校がいじめられたとする児童生徒の立場に立ち、積極的に認知をするようになりました。

また、本市では研修会の実施などにより、いじめに対しての教職員の意識も高まり、日頃から積極的にいじめの早期発見に努めた結果とも考えられますが、現在国・県・本市の認知件数は年々増加しております。本市の平成29年度の認知件数につきましては、年度途中のためお伝えは出来ませんが、平成29年度12月末の認知件数と、平成28年12月末の認知件数を比較しますと、小学校では75%増加、中学校では16%増加、市全体では44%増加しております。すべての学校が認知に努めて、引き続きいじめはどの学校・クラスでも起こり得るという基本的な考え方に立ちまして、「ふざけあい・じゃれあい」が重なり合えばいじめになることなどを含めて、今一度いじめとは何かを、すべての子供たち・教職員・保護者・地域住民と共に考えて、取組を進めていくことが出来るようにしていきたいと思っております。

本市において報告がありましたいじめの事案につきましては、その都度校内の組織で対応し、指導を行うことで解消もしくは一定の解消となっております。市内の多くの学校でいじめの認知がある状況を踏まえて、更にいじめ防止対策に努めていかなければならないと考えております。以上です。

嶋崎会長…ありがとうございました。大変分かりやすくお話しいただきました。各委員の皆様、感想や御質問等がありましたらお願いします。

小倉委員…前回、田代委員が、いじめの認知件数が全国平均で1,000人当たり16.5人で、小田原市は少ないと仰っていて、全体の44%増加というのは全国平均に比べてどうでしょうか。

指導主事…まだ全国平均には届いていない状況です。ただ、以前に比べて認知件数は本市としても増えております。学校による差もありますので、どこにでも起こり



得ることだと再認識していただき、認知することに努めるよう指導していきたいと思います。

小倉委員…ありがとうございました。

嶋崎会長…横田委員どうぞ。

横田委員…認知件数というのは、誰がどのように報告・集計しているのですか。

指導主事…それぞれ1期・2期・3期で報告があり、検査して国に報告をするものがございます。まず、ある時期毎に区切りをつけて、各学校からそれぞれ認知したものが教育指導課に報告がされております。

横田委員…学校には誰が報告するのですか。

指導主事…先生だけではなく、もちろん本人からの報告もありますし、周りの友達からの声が先生たちに届く場合もあります。それから保護者からも報告があります。いずれにしても学校が、これははじめだとキャッチした時に、認知件数としてはカウントしております。

横田委員…分かりました。

嶋崎会長…ありがとうございました。田代委員いかがですか。

田代委員…弁護士目線の感想では、繰り返しにはなりますが認知件数は少ないと思います。他の市では、1校で三桁の件数の学校や、1,000件近い件数の学校もあります。これは細かいことまでも報告しているからです。それでも重大事態が見逃されて、私たちが対応することもあります。十数件しか報告をしていない中で見逃してしまうのは、当然そうなると思われてしまいます。どうしても学校側としては、細かいことも報告した方が見逃しも少ないと思います。

お願いになりますが、小学校、中学校というようにまとめるのではなく、学校毎にまとめた方が我々も意見が出しやすいと思います。よろしく願います。

嶋崎会長…御意見と御要望が出ましたが、調査をしていく中での傾向などはありましたでしょうか。

指導主事…学校毎に差があるのは事実でございます。いずれにしましても田代委員が仰ったように、小さいことでもしっかりキャッチをしていき、そして対応をすることが重要だと思います。また、各学校の件数については、注視をしながら取り組んでいきたいと思ひます。

嶋崎会長…ありがとうございます。田代委員の御要望に対する御返答はいかがでしょうか。

教育総務課長…この調査会が公開で行われている中で、本市では学校毎の数字は出していないので、資料として出すのは難しいと思ひます。もちろん専門の皆様から傾向等に係る御意見は非常に有益であります、公開の場でどのように扱えば良いのか課題が残ります。

嶋崎会長…田代委員どうでしょうか。

田代委員…私たちがよく行うのは、学校名などは非公開の扱いにします。それは委員会の合議で出来るものだと思います。もちろん何かあった時に問題になってしまうことはありますので、部分毎に非公開にしていけば良いと思ひます。

教育指導課長…全国学力学習状況調査の場合ですが、公開しているのは市の平均値のみで、学校毎では公開しておりません。ただ、情報公開の要望がある時に、学校名を全て消して平均値を公開した事例がございます。例えば学校の規模、児童生徒数、認知件数を学校名は出さずにまとめるのか、それとも学校名も出した方がよろしいのでしょうか。

田代委員…学校名と件数が分かれば、調査会で学校毎の比較をして具体的な話が出来ると思ひます。情報公開の請求については、個人的な内容を非開示にすることは、特に難しいことではないと思ひます。

嶋崎会長…今御助言をいただきましたが、次回の調査会に向けて御検討いただきたいと思ひます。

教育部長…田代先生が参加されている他市での委員会では、学校毎の件数などが出ているということで、本市でも出来る限り学校名が出るように検討はさせていただきます。

嶋崎会長…ありがとうございます。教育長お願いします。

栢 沼 教 育 長…実際にこの調査会自体が、重大事態が発生した際の第三者委員会であり、先ほどの御意見は非常に大事であると思います。これから議論していただく場面が多くなってくとも考えられます。我々内部だけでは議論の限界がありますので、調査会への情報の公開については検討させていただきたいと思っています。

嶋 崎 会 長…ありがとうございます。田代委員よろしいですか。

田 代 委 員…はい、ありがとうございます。

嶋 崎 会 長…他に何かございますか。

小 倉 委 員…前回の調査会で、具体的な事例についての話がありましたが、情報公開として他市での状況はどうでしょうか。認知件数として報告が上がってきて、それに対して各学校が対策をしていると思います。例えばその情報を各学校・教員や私たちが共有していければ、普段の小田原市の対応を分かった上で、重大事態に対する意見が出し合えると思います。

田 代 委 員…私たちは弁護士会の中で、各地域の弁護士が集まり、個人名に近い話をしながらお互いの調査を共有して、今後について話し合っています。いじめ対策推進法は施行されて数年であり、私たちも調査の方法等はまだ素人です。情報の公開も少しずつ基本方針が定められてきておりますが、これからどうするか悩みながら行っている状況です。他市の委員会に参加している際は、出来るだけ抽象的に共有をしています。また、インターネットでも公開している事例もあります。

横 田 委 員…情報の公開では倫理的な問題を解決する必要があります。例えば難しい病気の症例報告をする際は、家族や倫理委員会の承認を受けております。

嶋 崎 会 長…カウンセリングの学会でも同様です。小倉委員が仰った意味は、いろいろなケースの研究を通して調査会の力を向上させていくという意味だと思います。私が参加している他市の委員会では、校長先生から話題を提供していただくケースもございます。小倉委員の御要望を調査会に取り入れていただきたいと考えております。

教育総務課長…具体的には、学校で認知したある事例について、学校がどのような評価対応をして、どのような状態で解決の評価をしたかという、ケースの記録をお示し

すればよろしいでしょうか。

小倉委員…私がイメージしていたのはその通りです。記録や報告書の様式が各学校で共通のものとして共有されているか分かりませんが、認知についての仕方や記録の方法、解決の仕方などが私たちに見えればと思いました。これは匿名で構わないと思います。

教育指導課長…実際の事例となりますと、本市でどの事例を取り上げる際にそれぞれの事情があると思います。今日田代先生に授業していただいた事例は正に重大事態だと思います。例えば、そのような事例を嶋崎先生がお持ちの様々な事例と照らし合わせて、調査会でシミュレーションをすることは出来ると思います。ただ、実際の小田原市内の学校の事例を取り上げることは難しいと思います。

嶋崎会長…一つの事例研究の方法として仰っていただきました。他の研究方法として、例えばある学校の校長先生がいじめの報告があった際に、どのように議論して認定するまでに至ったかを話していただくと、各委員も取組の状況を理解しやすいのではないかと思います。特定の個人の名前を出してどのような対応をしたかという、いわゆるケーススタディではなく、実際の動きや流れが分かるものを調査会にも取り入れることが出来ればと思いました。

教育部長…仰られたようにしなければ、小田原市の調査会の意味がないので、公開出来ない部分は伏せていき、特定されないように事例として取り上げて、実際に学校の取組や最終的にどのような解決・解消に至ったのかを調査会にお出しし、調査会の中で専門の先生方から御意見等をいただき、今後に向けての改善等について議論していくことはとても良いことだと思います。また該当の学校や小田原市の学校に影響を与えていければと思います。是非検討させていただきます。

嶋崎会長…ありがとうございます。他に御意見等ございますか。

(質疑・意見等なし)

嶋崎会長…それでは、議題(2)「小田原市のいじめの認知件数等について」はこれで終了させていただきます。次に、議題(3)「小田原市いじめ防止基本方針の改定について」ですが、事務局よりお願いします。

指導主事…「小田原市いじめ防止基本方針の改定について」御説明させていただきます。

資料3-1「小田原市いじめ防止基本方針の改定について」を御覧ください。こちらの資料は今回の改定のポイントをお示ししております。改定のポイントといたしましては、「子供の被害性に着目したいじめの理解の促進」・「教職員が一人でいじめの問題を抱え込まないための学校の組織的対応の強化や環境の整備」・「学校として特に配慮が必要な児童生徒の状況に応じた支援や指導の徹底」・「家庭や学校運営協議会などを通じた地域との連携」。そして、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従った適切な対応などがあります。3の改定に向けての日程に記載しておりますが、平成29年12月15日から平成30年1月15日にかけては、市民意見公募を行い、また併せて学校の先生方からも様々な御意見を頂戴いたしました。先日行われました「いじめ問題対策連絡会」におきましても、関係機関の方々より改定素案に関する御意見を伺いました。今後は教育委員会定例会にて報告、3月に本市の「いじめ防止基本方針改定」として公開し、各方面へ通知する予定です。

続いて資料3-2は意見公募をまとめた資料でございます。先ほどお伝えしましたが、平成29年12月15日から1ヶ月間市民公募を行い、4件の提出意見がございました。こちらは公開にはなっておりませんが、2ページ目から順にお示ししております。1件目は、「いじめの未然防止に向けた幼児における異文化や他世代との交流の重要性」。2件目は、「実行性のあるいじめ対策にするための教職員研修の実施」。3件目は、「隠蔽の出来ないシステム作り」。4件目は、「重大事態発生後の初動調査の重要性について」です。いずれの意見につきましても、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。

続いて資料3-3を御覧ください。こちらが学校の先生方から頂戴した御意見を集約した資料です。また、先日行われました「いじめ問題対策連絡会」におきまして、関係機関の代表の方々より頂戴した御意見を集約したものを本日追加資料としてお配りいたしました。これらにつきましても、御意見を踏まえ改定素案に反映をさせていき、今後の検討のために参考にさせていただきたいと考えております。以上です。

嶋崎会長…ありがとうございました。報告事項となりますが、本調査会の委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

田代委員…認定方法を明記した方が良いと思いました。表面的や形式的なものではなく、いじめを受けている子が中心というのが法の考え方なので、方針にも入れたほうが学校側としても良いのではないかと思いました。

嶋崎会長…他の委員の皆様はいかがでしょう。

教育総務課長…今の田代先生の御発言は改定素案の4ページ(2)の2つ目の項目に記載しております。これは国の改定に基づいて本市でも加えました。ここでは「被害性に着目」という文言で表現していると考えておりますが、別の規定の仕方がよろしいのでしょうか。

田代委員…例えば、嫌なことが起きたらいじめであると捉えるのが今の法の考え方からすると、前文の「背景にある事情の調査を行い」というのは気になります。昔ながらの考え方であるとタイムラグが生じ、これが非常に危険であると思いますので、そのような意味で先ほど発言いたしました。

嶋崎会長…これはいじめの問題の中で強く言われていることです。要するにいじめが起きた時に対応よりも調査を優先してしまって、それが長く続いてしまい、その間にいじめが進行してしまう。それではまずいのではないか。いじめが少しでも察知出来た段階で、調査は後で、まず対応することについては最近議論されております。これが田代委員の御指摘であると思います。他にいかがでしょうか。

田代委員…調査結果の公表の方法としては概要版を作成して公表でもよろしいかと思っております。改定素案の16ページに包含されていますが、公表の方法として「概要版を公表」することを別に方針として入れ込むか、また、研修等でお伝えいただければと思います。

嶋崎会長…ありがとうございます。概要版を作成して丁寧に説明した方が良いのではないかと御意見をいただきました。

田代委員…関係はありませんが、横浜市の場合、方針を改定する際に有識者として、私を含めて弁護士が10名程で意見書を出しております。横浜市の方針には、公表についての意見を入れ込んでいただいています。

嶋崎会長…横田委員どうでしょうか。

横田委員…国のガイドラインに沿っていると思いますが、小田原市独自の内容があれば教えていただきたいと思っております。

嶋崎会長…この御質問についていかがですか。

教育指導課長…基本的な考え方や主な内容についてはほとんど国と同一でございます。

嶋崎会長…小倉委員いかがですか。

小倉委員…特にありません。

嶋崎会長…報告事項ですので、委員の皆様からは感じたことを御意見いただいた、ということで議題(3)を終了させていただきます。

次に、議題(4)「その他」ですが、委員の皆様から何かありますか。

(意見等なし)

嶋崎会長…それでは、すべての議題が終了しました。この後は事務局にお返しいたしますのでお願いします。

教育総務課長…事務連絡は特にございませんが、今年度2回の調査会に御参加いただきありがとうございました。本日は学校毎の報告件数に関しての課題や、いじめの認知後の対応状況などの御意見をいただきまして、再度検討させていただきます。平成30年度につきましても、2回の設定で計画をさせていただいております。次回のいじめ防止対策調査会の時期はまだ定まっておきませんので、開催の折には追って日程調整のご連絡をいたします。その際はどうぞよろしくお願いたします。以上です。

教育指導課長…私からもよろしいでしょうか。文部科学省から出しております「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」がございます。次回はこちらの内容について、小田原市はまだ重大事態が発生しておりませんが、実際の事例なども踏まえながら皆様から御享受いただければと思っております。よろしくお願いたします。

教育部副部長…これもちまして、平成29年度第2回いじめ防止対策調査会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。